

〈平成27年5月29日〉

平成27年度 山梨県消費生活審議会 議事録

(山梨県消費者教育推進地域協議会)

○日 時 平成27年5月12日(火) 午後1時30分～2時50分

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 飯窪委員、今村委員、漆原委員、大塩委員、神山委員、込山委員、坂本委員、佐藤委員、高村委員、舟久保委員、古屋委員、三澤委員、山本委員、渡辺委員
以上14名(50音順)

[事務局] 企画県民部 守屋部長、渡辺理事
消費生活安全課 杉田課長、丸山総括課長補佐、小林課長補佐、武井副主幹、
三澤主事

県民生活センター 大堀所長、小池主査 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所理財課 黒柳課長

○傍聴者数 1名

○会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画県民部長挨拶
- 4 議事
 - (1) 消費者行政の概要について
 - (2) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について
 - (3) 「やまなし消費者教育推進計画」の推進について
 - (4) その他
- 6 閉 会

【議 事】

(議長)それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。審議が滞りなく進行しますようにみなさんのご協力をお願いいたします。

それでは、まず「消費者行政の概要」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局から資料1により説明

(議長)ありがとうございました。新たに委員になられた方には新鮮な内容かと思いますが、ベテランの方は何回か拝聴した内容でございます。今の課長の説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

(委員)1 ページ目の消費者行政の⑥のところに、平成 27 年度から「地方消費者行政強化作戦」達成事業のみに活用可能とありますが、「強化事業」の内容をどのように進めていく予定なのかの考えを教えてください。

(課長)説明不足ですみませんでした。平成 26 年度までは地方消費者行政活性化に関する事業は、国からの交付金を基金に積み増しそれを元に行っていました。平成 27 年度からは新たな交付金により事業を実施しています。平成 26 年度までに積み増した基金の残高は現在 400 万円程度あり、これを財源とした事業を平成 29 年度までは実施することができますが、実施できる事業が限定されており、これが「強化作戦」の達成のための事業となります。具体的な例としては、人口 5 万人以上の市への消費生活センターの設置や消費生活相談員の資質向上等に関する事業が対象となります。今年度、今のところ基金を使う予定はありませんが、必要に応じ予算を補正し対応したいと考えております。

(議長)いかかです。

(委員)「強化作戦」の事業は、今の事例以外にも事業があると思いますが、県では「強化作戦」の達成に向けどのように行っていくのか、あれば教えてください。

(課長)現在は、基金を活用した事業は当初予算ではありません。達成に向けては、市町村の協力が必要なため、市町村と話をしながら、必要に応じ補正予算を組みたいと思っています。

(議長)委員の方からのアイデアがあれば、それを取り込んだ事業を行うことも可能ですよね。もし、皆さんの中に良い企画・テーマがありましたら教えてください。

他に何かご質問はありますか。

それでは議事 2 に移りたいと思います。「県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要」について説明をお願いいたします。

事務局から資料 2 により説明

(議長)ありがとうございました。只今、県民生活センターの所長から最近の相談の状況などを説明していただきました。何かご指摘、ご意見がございますでしょうか。

(議長)相談が減ってきている要因は、何かありますか。いい傾向でしょうか。

(所長)そうですね。減少は全国的な傾向で、消費者庁をはじめとする各取締等によって問題商法を押しさえてきているということや、法整備等によって行政が対応できる仕組みづくりが進んできているということもあると思います。

(議長)消費者の泣き寝入りということではなく、いろいろな形で成果が現れてきているということでしょうか。

(所長)減ってきていることについては、そうだと思います。ただし、まだ相談件数は 4, 0 0 0 件台ということで少ない数字とは思っておりません。

(議長)他に何かご質問等ありますか。

(委員) (3) の図表 4 が年代別になっていますが、「その他不明」がたくさんありますが、なぜ、不明となるのでしょうか。

(所長)電話相談がメインですので、一般的な相談で、相談される方が匿名を望まれますと、なかなか年齢等を確認できない状況にあります。センターとして具体的な対応をする場合は年齢等の確認が必要となるため、確認をしております。

(委員)そうしますと、この「その他不明」の相談の中で、高齢者とか若者とか30~40代とかどれくらいいるのか、ニュアンス的な区分も難しいのでしょうか。

(所長)声のみですので、もちろん、若い方か年配の方かといったことは分かるでしょうが、10歳刻みで分類していくことは厳しいと思っております。

(委員)それでは、図表4全体の傾向が「その他不明」の中にも表れている、高齢者の相談が多い傾向にあるという解釈は、してもよいでしょうか。

(所長)すみません。集計する立場であって、直接相談をお受けしていないので、推測は避けさせていただきますと思います。

(議長)よろしいですか。

それでは議題3「やまなし消費者教育推進計画の推進」について説明をお願いいたします。

事務局から資料3により説明

(議長)只今、推進計画の概要について説明いただきました。特に資料3-3については、県で実施している様々な事業の状況が記載されています。委員の皆様には、お時間のあるときに目を通していただければと思います。それでは、今説明のありました内容について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(委員)やまなし消費者教育推進計画を具現化していく上で、平成26年度の状況と平成27年度の対応の説明がありましたが、今までの経過から、県民教育を進めていく消費者サイド関係の問題については、いろいろな地域の中で、多様な主体性を持った団体があり、機能があり、行政と連携したり協働したりする体制作りというのが、一番、今までも困難でした。そこが、きちんとできていけば消費者教育は、人材や体制が整っていれば、その主体を取りまとめていきながら、全体的な教育を推進していけるようなコーディネートができると思います。そこへ持って行くまでが大変なんです。ですから、いろいろな角度から見てみて、消費者教育の内容は、環境問題あり、食育あり、食の安全性あり、金融教育もあり、これらを総合した中でやっていくということになりますと、年代に応じて具体的に県民を教育しやすいような教材を作っていくことが、先ほど「強化事業」の質疑として委員が言われたような地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業として、特別な事業費を使うとすれば、特に出前講座の啓発用備品を整備したり、県民のために分かりやすい情報提供をするため、啓発物品を提供したり、DVDとかの資料などの貸し出しをして情報提供をしていくということが一番効果があると思います。この辺の特別な事業も、わずかな予算ですので、そこにウエイトを置いて、消費者教育のため、年代に応じた分かりやすい教材が与えられていくような方向に持って行っていただきたいと思います。大事な点は、行政と多様な主体性を持った団体と民間の力をどう連携していくか、それをいかにコーディネートするか。今、消費生活相談員制度

がきちっと動いていないので、できるのであれば、今回、消費者審議会においては、新たな県政が生まれたので、県からの諮問もいただきたいと思っています。そうすれば、方向性として何を重点的にやっていくべきか、今の状況だと消費税も8%から10%になってきますよね。生活の問題をどういうふうに考えていかなければならないか。消費者教育というのは最優先される課題ではないか。行政政策の中でも、大事な点だと思います。この辺を知事がどのような考え方で消費者行政を進められていくのか、今現実の山梨の現状の中で、どういう問題があるのか。特に、高齢化やライフスタイルの変化による消費者行動が、経済の状況にどんなふうに影響していくのかということが心配です。更に、今、私たちの消費は経済にも関わるし、将来の保障にも関わってくる。貯蓄の問題とか、現状年金の生活者が多くなる反面、年金受給額が減少していますが、そのような状況の中で、どのような消費者体制が必要か。現実には私たちがいつも物を買うのに、地域の商店街は空洞化してきます。その中で大きな事業者はどんどん大きくなっていくが、地域は衰退していくのをどう止めていくかについては、消費者にも責任があると常々思っています。底辺から上の方までですね、年代もそれからいろいろ加味しながら、山梨の消費者行政をどう進めていくか、どこに問題があるのかということで、我々にも諮問を与えていただければ、また、集中的にいろんな具体的な行動計画を立てることができるのではないかと。それから、条例はこんなふうに出てきたわけですが、こういったことをもう少し具体的な行動計画で、分野別に、地域のこと、学校教育のこと、社会教育の分野、高齢者とか、いろいろ機能的に分けた上での行動計画を、この審議会の中でも諮問をいただきながら行動計画に反映していくような、課題が解決できるような計画を立てていかないと、何か不安な消費生活になっていきやしないかなと思っています。実態調査から始まって、完全な消費者の安心・安全な生活のための計画を立てていきたいということをお願いしたい。

(議長)はい、いろいろな意見をいただきました。はい、どうぞ。

(委員)昨年作った「やまなし消費者教育推進計画」の2ページに消費者教育推進地域協議会について記載があり、概要版の右下にもこの協議会を含めた学校・地域等と緊密な連携・協働について大きく記載がありますが、この協議会の重要性について策定当時に説明がありました。今後の地域協議会等の進め方について説明願います。今、委員が言ったことは、まさにこういうスタイルを地域において、どのように作っていくかということが法で求められていることでもありますし、昨年この計画を作ったときに、この審議会が県段階の地域協議会となって一緒にやってきたわけですが、資料3-1の2ページで説明のあった地域福祉支援計画とか健康長寿やまなしプラン等の中で地域見守りネットワーク、連携を考えていきたいと説明があったが、前に進めていくという点で委員がおっしゃったようなことを進めていかなければならないかと考えています。生協連のことを申し上げて恐縮ですが、毎週同じ所に定期的に配達をしていますので、それを活かして生協の中で見守りネットワークを始めています。県とも協定を結び、市町村とも協定を結び、何かあったら行政とか警察に連絡をすることとなっています。具体的にそれで何かあったということではないですが、全国的にみると危機一髪のところでも命が助かったなどの事例がたくさん出ています。山梨県の生協連もそれを学びながら、行政とも話をさせていただいて見守りを進めていますので、他県ではこの地域協議会の中に生協連も入った形が作られていることも申し添えておきます。もう一つ、もし平成27年度に使えるのであれば、残念ながら市町村にはこの地域協議会が無いんですね。具体的には各市町村に住民が登録されていて、その中で学校があり、自治会があり、様々な団体が活動しているの

で、そこが機能しないと、山梨県全体でこの見守りネットワークによって様々な問題の解決に向けて進めていくということが、なかなか実現しないのではないかと考えています。

ぜひ、そういう視点でご検討いただければと思います。

(課長)先ほど資料3でご説明いたしました、平成26年度と平成27年度とあまり変わらないのですが、再度、変わった点についてご説明させていただきます。今、委員から言われた点についてですが、資料3-1の1ページ目の③のところに見守るネットワークというのがありますが、国でもこういったものを作っていくように進めています。具体的な名前は、消費者安全確保地域協議会ですが、それは新しいものを作るのではなく、既にある福祉とか警察とかそういう組織をうまく使って見守りのネットワークを作っていくということをやろうとしています。平成26年度にはそういう情報交換を、先ず、したということがここに書いてあります。次に資料3-2の1ページ目に、ネットワークの構築に向けて検討を行うと書いてあり、実際にやっていきますというのが今年度の考え方です。今、具体的にどうかについては現時点では言及できませんが、警察の県民相談相互支援ネットワークなどを使って、6月に会議がありますので話をしていきたいと考えています。実際には先ほども委員からお話があったとおり、市町村などが加わらないとできませんので、どうするかを今からやってみようと思っていますので、ご協力をお願いしたいと思います。それから、もう一つですが、概要版に県消費者教育推進地域協議会というのがございますが、この審議会と同一の組織です。消費者教育推進地域協議会とは何かといいますと、消費者教育推進法では各関係団体が集まって消費者教育を推進する組織であると規定しております。本県ではこの審議会が消費者教育推進地域協議会の機能を有していますので、皆様にはぜひご協力をお願いしたいと思います。そして、先ほどいったようなネットワークは更に大きなもので、概要版を見ていただければ分かりますが、消費者教育推進地域協議会だけではなく、市町村や団体とかを全部引き込んでネットワークを作っていくと、今年やってみようと思っています。それから委員がおっしゃられた世代に応じた教育教材とか、それに合った講座ですとか県民生活センターと進めていますし、教材についても作り始めています。ご意見などがあれば教えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(議長)今、2人の委員から非常に建設的なご意見をいただきましたが、これに関連して何かご意見等ございますか。

(委員)平成26年度は県民生活センターと山梨大学が連携させていただきまして、小学校教員向けの消費者教育教材を作成し、県内小学校191校に配付いたしました。27年度も、県民生活センターと山梨大学が連携して、中学・高校教員向けの消費者教育教材を作成する予定です。2人の委員から出された多様な地域の団体や消費者教育推進地域協議会などをつなぐりを深めながら、教材を作成していくようにしたいと考えています。地域と連携をしながら教材を作成し、消費者教育を進めていきたいと思っています。

(議長)はい、今、具体的に昨年度は小学校を、これから中学校・高校を対象とした指導教材を作って、消費者教育の実効性に近づける努力がされているというお話がございました。一方では、見守りネットワークについては、机上の空論ではないかという議論を何年も繰り返してきたのも事実です。なかなか実効性が無く、ネットワークが確立できていないためであり、それぞれの場所で施策を話しては消え話しては消えといったことも確かです。何年か前の会議では、何のためにこの会議をや

っているのか分からないといった話をしたこともあります。ですから、今日、委員が鋭くご指摘いただいたようにもっと実効性がある、そのままこの消費者教育の検討、課題、企画、立案といったものがすぐ反映して、現場に実効性のある行動として現れてくるようにしていきたいということでしょうね。それから、知事から諮問をいただくくらいの勢いでこの審議会を機能させていきたいと。諮問をいただければ、それだけ我々も忙しくけれど、やりがいも出てくると言うことですね。山梨県の消費者生活をどうもって行くのかという諮問をいただけるならよいと思います。他に何かございますか。

それでは、議事1、2、3は、滞りなくご審議いただいたということとなります。

その他に入ります。何か今までの審議の中で聞き漏らしたような事項などがありましたら、どうぞ。事務局からは何かありますか。

(議長)それでは、本日は、新しいメンバーの方に加わっていただき、十分な成果があったと思います。さらに、この審議会はすごいことになっていますが、皆さん何のことか分かりますか。国を挙げて、山梨県レベルでも後藤知事も言われていますが、いよいよ女性進出の時代だと、男女共同参画だといろいろな所で言われています。本日、参加の女性委員は8名、男性委員は5名です。いよいよこういう時代が来るんでしょうね。(名簿上の当審議会の構成メンバーは、女性10人、男性10人です。)ぜひ、事務局からこの実情をPRしておいてください。消費生活審議会において、いち早く男女共同が実現している。このような先駆的な存在が消費生活審議会だという意識で、これから、ぜひ、やっていきたいと思えます。

以上で、今日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。